

小金井市立図書館運営方針(改訂版)

平成30年11月
小金井市教育委員会

小金井市立図書館運営方針の改訂にあたって

本市では、これまで図書館本館を中心に、図書館分室、図書室を結んで、図書館ネットワークを構築し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」利用できる図書館サービスの提供に努めてまいりました。

しかし、近年図書館の施設・設備の老朽化対策だけでなく、インターネットの普及、ライフスタイルの多様化や少子高齢化社会などの社会情勢の急激な変化を受けて、図書館の在り方そのものを、中長期的に検討することが求められるようになりました。

そこで、平成30年3月の小金井市図書館協議会からの「小金井市立図書館の在り方について」の答申を受け、現行の小金井市立図書館運営方針を改訂することにいたしました。改訂にあたっては、これまでの運営方針に図書館施設、機能及び運営形態を加えるとともに、平成30年度から32年度までの3年間の市民サービスの向上を目指した図書館の在り方等に加え、図書館サービス全般についての考え方を示すものに改訂いたしました。

今後は、本運営方針に沿って、さらなる図書館サービスの向上に努めるとともに、今後策定を予定している(仮称)小金井市立図書館中長期計画の中において、図書館の将来ビジョン及び施設更新の方向性等を適切に整理していきたいと考えております。

結びに、本運営方針の改訂に当たり、貴重なご意見やご提言を賜りました小金井市図書館協議会委員の皆様、また、意見募集においてご意見をいただいた市民の皆様や関係各位の方々に心より感謝申し上げます。今後も、より一層充実した図書館サービス提供のため、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。



小金井市教育委員会教育長 大熊 雅士

小金井市立図書館運営方針（改訂版）

目次

第1章 小金井市立図書館運営方針の改訂にあたって	
1 改訂に至る背景	1
2 目的	1
3 位置付け	2
4 期間	2
第2章 小金井市立図書館の現状	
1 図書館の現状	3
(1) 図書館の立地状況	
(2) 図書館本館、各分室及び図書室の現状	
2 図書館の課題	5
(1) 図書館施設の老朽化	
(2) 各分室及び西之台図書室の状況	
(3) 図書館の機能と施設規模の限界	
(4) 図書館ネットワーク	
(5) 図書館の運営形態	
第3章 図書館サービス基本方針	
1 基本理念	9
(1) 図書館とは	
(2) 小金井市立図書館の図書館サービス	
2 資料の構成方針	10
(1) 収集	
(2) 除架・保存・除籍	
(3) 地域・行政資料	
3 図書館サービス	10
(1) 資料の提供	
(2) レファレンス・サービス	
(3) リクエスト・サービス	
(4) 児童サービス	
(5) ヤングアダルト（中学・高校生）・サービス	
(6) 高齢者サービス	
(7) ハンディキャップ・サービス	
(8) 外国人等へのサービス	
(9) 行事・文化活動	
(10) 施設の提供	

4	その他の活動	13
(1)	広報活動	
(2)	団体・学校との協力と援助	
(3)	関係機関との連携	
(4)	図書館運営状況の評価	
5	図書館協議会	13
6	職員	14
(1)	倫理	
(2)	資質・能力の向上	
(3)	個人情報保護	
(4)	緊急時の対応	

第4章 図書館サービスの向上を目指して（平成30～32年度の取組）

1	各館の役割と図書館ネットワーク	15
(1)	本館	
(2)	東分室	
(3)	緑分室	
(4)	貫井北分室	
(5)	西之台会館図書室	
2	連携による図書館サービスの向上	17
(1)	図書館機能の強化	
(2)	学校との連携	
(3)	市民協働	
(4)	公共部門との連携・支援	
(5)	地域との連携・支援	
3	もっと身近に図書館を＝利用しやすい図書館へ＝	18
(1)	ICTを活用したシステム導入を検討	
(2)	直営館の開館日・開館時間の拡大に向けて	
(3)	民間活力の活用推進	
(4)	来館が困難な方へのサービス	
4	蔵書についての考え方	20
5	図書館評価について	20
6	図書館施設の整備・維持・管理について	20

第5章 今後の図書館施設の考え方

1	前原町及び貫井南町周辺地域	22
2	梶野町地域	22
3	図書館施設の在り方について	22

第6章	(仮称)中央図書館についての考え方	
1	本市の図書館に必要な機能について……………	2 3
2	本市の図書館に必要な施設規模等について……………	2 5
	(1) 算定に基づく規模	
	(2) 算定結果から見えてくるもの	
	(3) 本館に代わる施設の必要性	
3	(仮称)中央図書館の規模及び運営形態について……………	2 6
	(1) 延床面積4,000㎡級の図書館	
	(2) 延床面積2,000㎡級の図書館	
	(3) 延床面積3,000㎡級の図書館	
	(4) 建設にあたっての留意事項	
	(5) (仮称)中央図書館の運営形態	
別紙	図書館に必要な機能について……………	3 3

第1章 小金井市立図書館運営方針の改訂にあたって

1 改訂に至る背景

小金井市（以下「本市」という。）では、昭和39年に図書館が誕生して以降、昭和50年に開館した本館を中心として分室や図書室、移動図書館により図書館ネットワークを構築して、図書館サービスに努めてきました（移動図書館は平成27年度末で運行終了）。

こうした中、本市の図書館サービスの指針となる「小金井市立図書館運営方針」（以下「運営方針」という。）は、平成25年に全面改訂を行い、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」利用できるサービスを提供することを目的とした、時代に沿った内容に改めました。その一方で、本市の図書館全体としての施設の考え方については、運営方針とは別に時間をかけて検討することとした経過があります。

しかしながら近年、本館の施設・設備の老朽化への対応や充実を求める利用者の声に加え、今後の図書館の運営形態についての考え方を示すように求める声が高まっています。また、本市の最上位計画である「第4次小金井市基本構想・後期基本計画（平成28年度～平成32年度）」には「市民ニーズに沿った図書館の在り方の検討」が取組として掲げられ、平成30年3月に小金井市図書館協議会より「小金井市立図書館の在り方について」の答申（以下「答申」という。）を頂いたところです。

さらに本市は、将来の市の人口減少、少子高齢化や厳しい財政見通しを踏まえ、公共施設等の最適な配置を実現するために、平成29年3月「公共施設等総合管理計画」を策定しました。この計画は、本市の公共施設等の在り方に係る基本方針であり、図書館も公共施設の1つとして将来像の検討が必要となっています。

このような本市の図書館の現況や、図書館を取り巻く環境の変化、社会経済情勢の変化などに対応していくためには、本市の図書館の将来ビジョンを持つことが必要です。

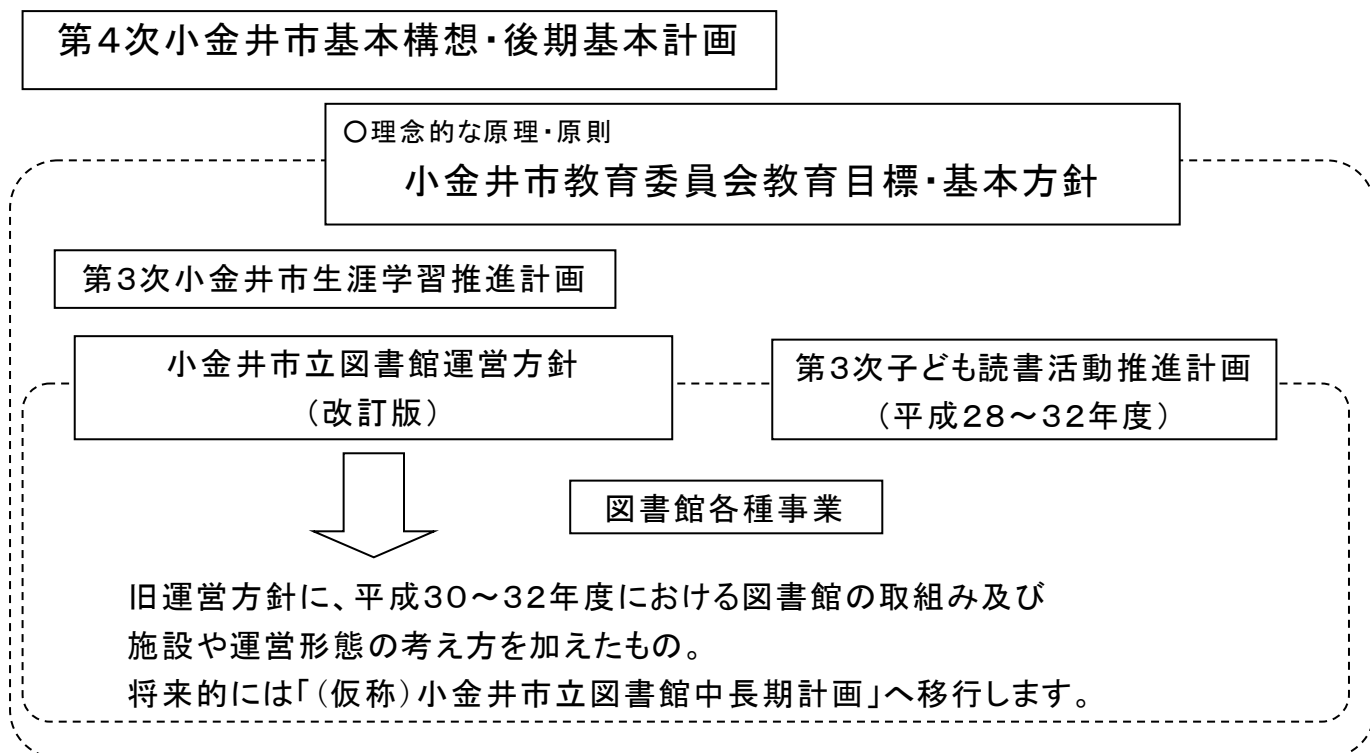
2 目的

「小金井市立図書館運営方針（改訂版）」（以下「本書」という。）は、「第4次小金井市基本構想・後期基本計画」の計画期間において、平成25年度に改訂した運営方針に、平成32年度までの取組、図書館施設、機能及び運営形態等を加え、図書館サービス全般についての考え方を示すことを目的とします。

3 位置付け

本書は、「第4次小金井市基本構想・後期基本計画」、小金井市教育委員会の策定する「第3次生涯学習推進計画」に基づいています。本書を図書館運営の指針とし、「第3次子ども読書活動推進計画」や図書館の各種事業の取り組みを推進します。

また、「第5次小金井市基本構想・前期基本計画」が策定される際に、「小金井市立図書館運営方針」を包括した、「(仮称)小金井市立図書館中長期計画」を策定します。



4 期間

本書にある計画期間については平成30年度から平成32年度までとします。

第2章 小金井市立図書館の現状

1 図書館の現状

(1) 図書館の立地状況

(円は半径1km)



本市の図書館行政については、昭和47年～昭和60年の間に社会教育委員の会議から3度にわたって答申等を受けており、当初の運営方針には施設計画として「6館構想」の推進が掲げられました（注1、29頁参照）。構想の背景には、本市がJR中央本線によって南北に分断されていたために、市民の日常の行動範囲が限定される傾向があったことにより、線路の以北と以南でそれぞれ図書館の整備が考えられてきた事情があります。しかしその中央本線も平成21年に高架化が完了したことにより、市内の南北の往来が円滑化されたことで、施設規模の違いはあるものの、本市の図書館については半径1kmを利

用範囲として考えることが可能となり、一部地域を除き市内全域をほぼカバーできる配置になりました。

現在では、地図にあるとおり、本館を中心に緑分室、東分室、貫井北分室に加え、西之台会館図書室（以下「西之台図書室」という。）も含めたネットワークで、図書館サービスを展開しています。

本館は現在の図書館施設の中では最初に開館した図書館で、規模も一番大きく、また、各分室のほぼ中間地点にあるため、図書館全館の中央館的な機能を担っています。各館間の図書搬送の拠点館であり、また、ハンディキャップ・サービスの実施や他自治体との相互協力の窓口になっています。

(2) 図書館本館、各分室及び図書室の現状

	本館	東分室	緑分室	貫井北分室	西之台図書室
住所	本町 1-1-32	東町 1-39-1	緑町 3-3-23	貫井北町 1-11-12	前原町 3-8-1
建物の所有者	市	都	市	市	都
築年月	昭和 50 年 8 月	昭和 63 年 4 月	平成 3 年 9 月	平成 26 年 2 月	昭和 62 年 2 月
建物構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造の 2 階	鉄筋コンクリート造の 1 階	鉄筋コンクリート造の 1 階	鉄筋コンクリート造の 1 階
延床面積	1,956 m ²	214.92 m ²	260.90 m ²	698.55 m ²	55.00 m ²
うち開架・事務室面積	一般室 346 m ² 児童室 228 m ² 参考資料室 88 m ² 事務室 176 m ²	開架 189.55 m ² 事務室 25.37 m ²	開架 198.50 m ² 事務室 45.60 m ²	開架 598.61 m ² 事務室 99.94 m ²	開架 55.00 m ² 事務室無し
蔵書数	279,819 冊	50,773 冊	56,278 冊	64,637 冊	13,112 冊
開館時間	10 時～17 時 平日の水木金 は 1 階のみ 20 時まで	9 時～19 時	10 時～17 時	9 時～19 時	10 時～17 時
休館日	月曜、第 1 金曜	第 1・3 火曜	火曜、第 1 金曜、祝日	第 1・3 火曜	第 2・4 水曜、祝日、西之台会館休館日
開館日数	290 日	331 日	279 日	332 日	318 日
運営形態	直営	委託	直営	委託	直営
職員数	正規職員 11 人 非常勤職員 18 人	委託先職員 7 人	正規職員 3 人 非常勤職員 3 人	委託先職員 11 人	本館職員が兼務

(平成 30 年 3 月 31 日現在 蔵書数は図書数)

2 図書館の課題

(1) 図書館施設の老朽化

本館は、平成28年度には防災照明等改修工事、平成29年度には空調設備改修工事を実施し、平成30年度には階段室内壁等改修工事及び外壁等の劣化調査の他、設備修繕も予定しています。築40年以上が経過しており、施設や設備面での老朽化が著しいため施設維持対策が急務となっています。

(2) 各分室及び西之台図書室の状況

緑分室及び東分室は、建設されてから約30年になる複合施設であるために、修繕等が必要な箇所が見られます。また、両分室ともに閲覧席が少ないことから、閲覧席を増やして欲しいとの市民要望も受けています。しかし、施設の広さには限りがあり、今後の施設の利用の仕方などが課題です。

貫井北分室は、平成26年に開館した複合施設で、現在は東分室とともにNPO法人への委託により運営されていますが、継続的にその検証をしていく必要があります。

西之台図書室（西之台会館に併設）は、市の南西部唯一の施設として利用が多い施設です。この地域の利用範囲半径1km以内には、本館に次いで大きい貫井北分室もありますが、急勾配の坂が、当該地域の児童や高齢者などの移動の障壁となっている側面もあり、そういった方にとって、西之台図書室は、身近に利用できる施設となっています。また、市民要望に応えるために開館日数・開館時間を拡充してきた経過があり、平成27年度末の移動図書館の運行終了に伴い、蔵書の刷新と開館日数・開館時間の更なる拡充を図ったことにより、貸出冊数も伸びています。しかし施設面積が約55㎡と狭小であるために、蔵書数や閲覧席などが少ないことが課題です。

(3) 図書館の機能と施設規模の限界

図書館の蔵書冊数が増えるとともに、各館ともに書架を増設して対応してきましたが、貫井北分室以外の施設の収蔵能力は既に限界を越えており、保存する資料を厳選せざるを得ない状況です。特に本館では、開館当初1つだった閉架書庫を拡充し、現在では地階の大部分を書庫として利用しています。

また、市民からの要望が高い、雑誌や新聞を広げてゆっくり読める閲覧席や、個人席、Wi-Fi環境の整備などについては、物理的な制約から必要なスペースを確保することが難しく、市民の期待に応えることができていない状況です。

(4) 図書館ネットワーク

中央本線の高架化などの地理的要因の変化や、本市の厳しい財政状況、図書館に求められる機能の多様化、ICT技術の顕著な進化など、「6館構想」が考えられた当時とは種々な状況が変化しています。そのため、将来を見据えた

図書館の果たすべき役割や機能、相応しい施設規模など、状況を踏まえた新たな検討が必要となっています。

(5) 図書館の運営形態

近年、全国の図書館では、直営から民間等への委託や指定管理等に運営を移行している館が増えています。小金井市でも平成26年4月に開館した貫井北分室は「市民協働・公民連携」の視点から、市民自らが担い手となるNPO法人に運営を委託しました。貫井北分室の委託評価を踏まえて、更に平成27年8月には東分室も同法人へ委託しました。

① 現在の各館の運営形態

直営館……本館、緑分室、西之台会館図書室

委託館……東分室、貫井北分室

比較内容	直営館 (本館、緑分室、西之台図書室)	NPO法人による委託館 (東分室、貫井北分室)
開館時間	10時～17時(本館は平日の水木金は1階のみ20時まで)	9時～19時
休館日	本館：月曜、第1金曜 緑分室：火曜、第1金曜、祝日 西之台会館図書室：第2・4水曜、祝日、西之台会館休館日	第1・第3火曜日
メリット	・行政や地域ニーズへの対応が持続的・継続的にできる。	・市民協働・公民連携により、民間の強みを活かすことができる。 ・公民館部門と図書館部門が1組織なので、各種取組が柔軟にできる。 ・司書資格者が採用できる。 ・開館日数・開館時間の拡大が図れる。
課題	・開館日数・開館時間が委託館に比べて少ない。 ・司書資格者の採用制度が確保されていないため、図書館スタッフの育成が難しい。	・継続的運営が確保されない。

直営館は、運営している行政職員に入れ替わりがあっても、組織として持続・継続できることがメリットです。反面、運営手法の柔軟性が乏しいために、開館日数・開館時間の拡大を図るためには、窓口要員を増やすなどの人的・予算的措置が必要になります。

一方、委託館では、柔軟な運営形態によって開館日数・開館時間が拡大できています。委託先（NPO法人）の特性を發揮して、新しい事業も数多く実施しています（注2）が、委託先の事業運営は契約期間終了までですので、現時点で恒久的な運営は確保できていません。委託先が替わってもその特性等を次の事業者引き継ぎ、また、より良い事業運営をどのように確保していくかが大きな課題です。

② 各館の開館日数・開館時間

平成29年度 図書館の開館日数、開館時間一覧

（開館日数：日、開館時間：時間）

（※（）内は貫井北分室）

館 月	小金井市立図書館		緑分室		東・貫井北分室 ※		西之台図書室	
	開館日数	開館時間	開館日数	開館時間	開館日数	開館時間	開館日数	開館時間
4	25	208	24	168	28	280	27	189
5	25	205	23	161	29	290	26	182
6	25	214	25	175	28	280	28	196
7	24	198	25	175	29	290	28	196
8	26	218	24	168	29	290	28	196
9	24	201	23	161	28	280	26	182
10	24	198	24	168	28(29)	280(290)	28	196
11	24	201	24	168	28	280	26	182
12	22	184	22	154	26	260	25	175
1	22	184	21	147	26	260	24	168
2	23	194	19	133	23	230	24	168
3	26	218	25	175	29	290	28	196
合計	290	2,423	279	1,953	331 (332)	3,310 (3,320)	318	2,226

委託館の柔軟な勤務体制により、1か月の開館日数は本館と比べて約3日増、緑分室と比べて約4日以上も増となっています。また、開館時間も本館と比べると、夜間開館を除けば1日当たり3時間長く開館しています。

③ 委託館の評価

平成26年4月に事業運営委託によって開館した貫井北分室及び平成27年8月に運営委託を開始した東分室の評価です。評価については、仕様書及び来館者アンケートを実施した結果となります（注3）。委託評価は、4段階（SABC）のA、また、利用者の満足度も東分室、貫井北分室共に高い水準（「満足」及び「やや満足」を合わせた回答）を保っています。満足の理由として、東分室、貫井北分室共に「開館時間及び日」と「職員の対応」が上位にきています。

【委託館評価結果】

- S：仕様書の水準を超え、創意工夫や独自の取り組みを行っている。
 A：仕様書の水準どおり、期待通りの適正な運営が行われている。
 B：おおむね適切に仕様書の水準の運営がされている。
 C：仕様書に基づく水準を満たしておらず、改善が必要である。

年度は評価実施年度
 (平成28年度は未実施)

○貫井北分室

	平成26年度	平成27年度	平成29年度	平成30年度
評価結果	A	A	A	A
来館者アンケート結果	満足、やや満足 82.3%	満足、やや満足 74.3%	満足、やや満足 79.1%	満足、やや満足 80.6%
	理由上位 ①開館時間及び日 ②閲覧スペース ③職員の対応	理由上位 ①開館時間及び日 ②閲覧スペース ③職員の対応	理由上位 ①職員の対応 ②開館時間及び日 ③閲覧スペース	理由上位 ①開館時間及び日 ①職員の対応 ③閲覧スペース

○東分室

	平成29年度	平成30年度
評価結果	A	A
来館者アンケート結果	満足、やや満足 65.8%	満足、やや満足 81.1%
	理由上位 ①開館時間及び日 ②職員の対応 ③閲覧スペース	理由上位 ①開館時間及び日 ②職員の対応 ③蔵書の構成

1 基本理念

(1) 図書館とは

図書館とは、図書館法（注4）第2条の規定において、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定められた、生涯学習に資する機関です。

また「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（注5）は、地方公共団体により設置された図書館を教育機関と定め、教育委員会の所管する所としています。中でも公立図書館は、資料を収集・整理・保存・提供することで、文化を後世に伝え、市民の「知る権利・学ぶ権利」を保障し、市民と資料とを身近に結びつけるものとして存在します。

小金井市立図書館においても、生涯学習及び地域の情報・文化の拠点として、「文化の泉」が枯れることのないよう図書館サービスの実践に努めていきます。

(2) 小金井市立図書館の図書館サービス

小金井市立図書館は、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」利用できるサービスを提供することを目的としています。

図書館は全ての市民に対して公平なサービスを実施するとともに、市民の求める資料を揃え、整然とした美しい配架を心掛け、市民のニーズに対応したサービスを提供していかなければなりません。そのために、「市民の要求と資料の価値とのバランスが取れた蔵書を構築する」「時間的・地域的・身体的ハンディキャップによって図書館の利用が妨げられることのないように努める」等、市民のニーズや生活スタイルの多様化に対応したサービスを実施する必要があります。

また、図書館は「資料（情報）」・「職員」・「施設」の三要素に「市民」が加わって構成され、相互に作用することにより、「成長する有機体」（注6）として絶え間なく発展を続けていくものです。

図書館で扱う「資料」は、図書から始まり逐次刊行物・障がい者用資料・デジタル資料等、多種多様にわたっており、これらの質と量、そして選択と構成が図書館サービスを決定します。これらの資料を収集・整理し、提供するのが「職員」であり、いわば図書館の目的の実現者であり、図書館サービスを達成する原動力となります。そして、市民と資料を結び付ける場として「施設」が存在します。個々の施設（サービス・ポイント）がネットワークで結ばれ、図書館システムとして機能することにより、地域の全ての市民に図書館サービスを行き渡らせることができます。この三要素は、「市民」が利用することによって初めて機能し、存在する意味を持つこととなります。

小金井市立図書館が今後とも成長し続けていくためには、資料を充実し、職員の資質向上を図り、施設を整備し、市民の利用を促すとともに、市民と図書館が良きパートナーとなって協力し合い、図書館は図書館サービスの向上に努めていかなければなりません。

2 資料の構成方針

小金井市立図書館は、「図書館の自由に関する宣言」（注7）の精神に基づき資料の構成を図ります。

小金井市立図書館において、収集、除籍、提供を行おうとする全ての資料については、小金井市立図書館選書会議（注8）に諮り、選書基準（注9）に照らし合わせ、その可否を協議します。

(1) 収集

地域の情報・文化の拠点として、市民の教養・調査研究・レクリエーション等に資するための資料を幅広く収集します。また、高度情報通信ネットワーク社会に対応すべく、紙資料に限らず、電子資料等の活用も進めていきます。

(2) 除架・保存・除籍

収容能力に限界がある限り、除架・除籍は必要と考えます。しかし、一時的な社会的要請や、個人・組織・団体からの圧力や干渉により、書架から除架したり、除籍したりすることは公立図書館としてあってはならないことです。収集した資料の中から、保存が必要な資料、除籍できる資料を判断することにより、常に魅力ある書架づくりを目指します。

(3) 地域・行政資料

資料のなかでも、特に小金井市及び周辺の地域の歴史・行政等の資料については、後世に伝えるために、図書館が資料を作成・編成・収集・保存し、市内の関係機関の中心的役割を果たすように努めていきます。

3 図書館サービス

(1) 資料の提供

ア 貸出・返却

資料は原則として全て貸出しの対象とし、全ての利用者にその求める資料の貸出しを行います。貸出冊数・期間は、利用者のニーズを考慮し適切に定めることとします。

イ 団体貸出

文庫、児童館、学校、福祉施設、事業所等の団体の利用に供するため、実施要綱を整備し、その必要とする資料を貸出しします。

ウ 複写サービス

著作権者の権利を侵害しないように、著作権法第31条（注10）の規定により、複写サービスを行います。

(2) レファレンス・サービス

利用者の日常生活上の疑問に応えるため、また、調査研究を援助するために、図書館の資料と機能を活用し、その解決のための援助や、必要な資料・情報の提供を行います。

ア レファレンスに必要な資料を収集し、充実を図ります。図書等の紙資料のほか、インターネットのサイトや各種データベース等のデジタルツールも活用し、最新の情報を得られるように整備を進めます。

イ レファレンスに対しては、図書館の機能を最大限活用してあたるほか、類縁機関・専門機関と連携して応じていきます。

ウ レファレンスの受付は、利用者の利便性を考慮して、窓口や電話とあわせて、デジタルレファレンスも積極的に取り入れて対応していきます。

エ レファレンスについては迅速に対応できるように、その回答経緯を記録・蓄積して事例集を作成し、レファレンスツールとして活用します。

(3) リクエスト・サービス

利用者から求められた資料が、その場で提供できない場合は、リクエストとして受け付けて、可能な限り提供します。

(4) 児童サービス

一人ひとりの子どもに対して、子どもたちの求める自由で開放的な雰囲気の中で、本と子どもを結び、読書の楽しみを伝えるとともに、図書館への導入を図り、子どもたちが自立した読者・図書館利用者となるよう支援をします。

ア きめ細かい選書を行い、資料を収集し、提供する。

イ 子どもが利用しやすい分類や配架に努める。

ウ 子どもと本を結び付けるために、おはなし会や各種行事を開催する。

エ 子どもに、図書館を親しみやすく利用してもらうために、フロア・ワーク、本の紹介、テーマ展示等を行う。

オ 子どもからのレファレンスに応えるために、子ども向けレファレンスツールを整備する。

カ 子どもたちの図書館利用について、保育園・児童館等の他の公共機関との協力を進める。

キ 学校との連携を図り、図書・読書等に関する情報を収集・提供する。

ク 子どもの読書に関わる地域ボランティア団体を支援する。

ケ 小金井市子ども読書活動推進計画を整備し、子どもの読書活動の推進と読書環境の充実を図る。

(5) ヤングアダルト（中学・高校生）・サービス

子どもとも大人とも違うヤングアダルト（注11）の個々の要求を意識的に受け止め、可能性を最大限に広げる立場でサービスを行います。

ア ヤングアダルト・コーナーを設け、ヤングアダルトにとって魅力ある資料を提供する。

イ パンフレットやリスト等で、ヤングアダルトに対する図書を紹介する。

ウ ヤングアダルトが関心を持つような各種催しを開催する。

エ 学校や他機関との連携を図り、図書・読書等に関する情報を収集し、提供する。

(6) 高齢者サービス

超少子高齢社会に対応すべく高齢者サービスのより一層の充実が求められています。高齢者の図書館利用を促進するために次のサービスを行います。

ア 高齢者のニーズに即した資料を収集し、提供する。また、大活字本や録音資料等を収集し、拡大鏡や誰でも利用できる情報端末を設置し、高齢者が利用しやすい図書館づくりを目指す。

イ 施設のバリアフリー化や図書館までの公共交通機関の確保をする。

ウ 外出困難な高齢者に、資料の宅配や郵送による資料の提供を行う。

エ 世代間交流、高齢者向けのおはなし会、講演会等のプログラムを企画し、高齢者福祉施設とも連携し、高齢者の図書館利用を促進する。

(7) ハンディキャップ・サービス

通常の図書館サービスを受けられない人々が図書館を利用できるように、実施要綱を整備し、次のサービスを行います。

ア 利用しやすく安全な施設を整備するとともに、分かりやすいパンフレットを作成し、提供する。

イ 障がいがある人が利用しやすい資料を収集し、提供する。また、対面朗読等を行い、情報を提供する。

ウ 入院・臥床・肢体不自由等で外出が困難な人のために、宅配・郵送等により、資料を提供する。

エ 適切なコミュニケーション手段（手話・筆談等）により図書館利用を援助する。

オ 病院・ボランティア団体等関連機関・団体と連携を密にし、図書館利用を援助する。

カ 対面朗読や点訳等のボランティアを養成するために、各種講習会を行う。

(8) 外国人等へのサービス

市内に在留する外国人や帰国子女のために、外国語資料を収集し、提供するとともに、図書館利用を援助します。

(9) 行事・文化活動

図書館主催の行事を企画し、図書館と資料の利用を促進して新たな利用者を引き付けるとともに、資料では得られない知識や経験を直接提供します。

利用者懇談会等を開催して市民の声を聞き、図書館運営に反映させていきます。

(10) 施設の提供

市民が自主的に活動し、生涯学習を進められるように、図書館の施設を提供します。

4 その他の活動

図書館活動の活性化を図るため、次の事業を計画的かつ継続的に行います。

(1) 広報活動

図書館だより、利用案内等のリーフレット類、図書館ホームページ、館内掲示等、幅広い広報活動を通じて、図書館の利用方法や行事予定等を知らせて、図書館に対する理解を深め、図書館利用の拡大に努めていきます。

(2) 団体・学校との協力と援助

資料を通じて様々な活動を行う市内の団体・学校に対し、それぞれの活動の自主性を尊重しつつ、適切な協力と支援を進めます。

(3) 関係機関との連携

情報の多様化・高度化に伴い、小金井市立図書館が単独で利用者の全てのニーズに対応することは困難な状況になっています。そこで、近隣市の図書館との相互協力を促進するとともに、国立国会図書館・東京都立図書館・大学図書館・類縁機関等との連携を図ることで、利用者のニーズに応えていきます。

(4) 図書館運営状況の評価

地域の状況や利用者の声を反映した図書館づくりを行うために、図書館法第7条の3及び第7条の4（注12）に基づき、運営の状況について評価を行い公表します。更に評価結果を検討して、運営に生かすよう努めます。

5 図書館協議会

図書館は、図書館協議会（注13）とともに考え、図書館の抱える課題を共有し、より良い図書館づくりを目指していきます。

6 職員

(1) 倫理

「本と人、情報と人」を結び付けるのが図書館職員の役割です。職員は利用者の要求する資料・情報に対して、迅速、適切かつ公平に提供していくことが求められます。そのためには専門的知識を身につけ、使命感と熱意をもって職務に当たらなければなりません。

(2) 資質・能力の向上

適切な図書館サービスを支える人材の育成を体系的・網羅的に進め、実務・研修等を通じて職員の専門性を高めていきます。更に各担当はそれぞれの業務を行う上で必要な知識・技術の習得に努め、利用者のニーズに応えます。

(3) 個人情報保護

個人情報の使用・管理に当たっては、小金井市個人情報保護条例（注14）に基づいて行い、個人情報を目的以外に使用したり、外部に漏洩させたりすることがないように、その取扱いには最大限の注意を払わなければなりません。

(4) 緊急時の対応

職員は、利用者が常に安全かつ安心して快適に図書館を利用することができるように、「危機管理マニュアル」（注15）に従い、利用者の安全確保に努めます。

第4章 図書館サービスの向上を目指して（平成30～32年度の取組）

本市の図書館サービスは、第3章の図書館サービス基本方針に沿って実践しています。図書館協議会からの平成30年3月の「小金井市の図書館の在り方について」答申を受けて、本章では、各館の役割を明確化するとともに、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」利用できる図書館を目指して、更なるサービス向上を図るための取組を、次のように整理しました。

1 各館の役割と図書館ネットワーク

各館（サービス・ポイント）がネットワークで結ばれ、円滑に機能することで、全地域の市民に図書館サービスを提供することができます。図書館ネットワークの中心的な役割を担う本館を核に、各分室及び図書室は図書館ネットワークの先端（“どこでも”）として、各館の地域性にあった選書・イベント等を行い、地域に密着した図書館を目指します。

(1) 本館

- ア 本館は本市の中心館として、全市民に図書館サービスを展開します。各館が円滑に運営出来るようにバックアップ役を務めます。また、ハンディキャップ・サービスなど、分室や図書室では実施が難しいサービスを担うとともに、学校訪問や学校への団体貸出等の全館事業においては拠点館となって、調整役を務め運営に当たります。
- イ 市外の図書館ネットワークの玄関口となり、他市区町村や都・国の公立図書館、大学図書館等と、相互協力の連携を図ります。市民が求める情報（“なんでも”）を提供できるように努めます。
- ウ 資料の構成方針に基づき、中心館として、全市民に情報提供できるように、一般書、児童書、参考資料等を幅広く収集します。特に、地域・行政資料の収集を積極的に進め、市民のレファレンスに最大限応えられるよう努めます。

(2) 東分室

- ア 東分室は、主として東町全域と中町二丁目の一部地域の市民を中心とし、地域に根差した図書館サービスを行います。
- イ 蔵書は、小説・娯楽・生活実用書・趣味・教養・児童書の分野を主に充実させ、貸出を中心とした蔵書を揃えます。
- ウ 特徴の1つとして、市内で一番早くから「赤ちゃんおはなし会」を開催しており、引き続き、乳幼児・幼児向けのサービスに注力します。保護者も視野に入れた選書やイベントも開催し、子どもの成長と共に利用される分室を目指します。
- エ サービス地域内にある学校と協力・連携を進めていきます。

オ 公民館と連携して、ビブリオバトル等の開催や、機関誌の発行、公民館企画講座関連図書展示など、委託館の強みを活かして図書館・公民館の枠組みを超えた事業等を行います。

(3) 緑分室

ア 緑分室は、主として緑町地域の市民を中心とし、地域に根ざした図書館サービスを行います。

イ 蔵書は、小説・娯楽・生活実用書・趣味・教養・児童書の分野を主に充実し、貸出を中心とした蔵書を揃えます。

ウ サービス地域内にある各学校や、隣接する文化財センターと協力・連携を進めていきます。

エ 障害者就労支援センターの実習生受入れや、障害者福祉センター利用者の休館日来館、桜町児童ショートステイの児童の休館日利用、近隣の学童保育や保育所への配本や、児童発達支援センター「きらり」での出張読み聞かせなど、緑分室独自の事業を展開しています。

オ 緑分室のキャラクター「ミドリちゃん」「ぶっく」を、事業や館内表示等、様々なシーンで活用し、緑分室の周知に努めていきます。

(4) 貫井北分室

ア 主として貫井北町地域と本町・貫井南町の一部地域の市民を中心とし、地域に根ざした図書館サービスを行います。

イ 開館日と開館時間が長く、市内で一番ゆとりのある開架空間と閲覧席を有していることから、使い勝手の良い・居心地の良い図書館を目指します。

ウ 蔵書は、小説・娯楽・生活実用書・趣味・教養・児童書の分野を主に充実し、貸出を中心とした蔵書を揃えます。

エ 特徴のある選書として、市民の著作を収集し「市民文庫」として貸出を行います。

オ サービス地域内にある各学校と協力・連携を進めていきます。

カ 児童・ヤングアダルトから高齢者まで、それぞれのライフスタイルにあった市民参加型のイベントや多様な読書会を展開します。

キ 公民館と連携して、ビブリオバトル等の開催や、機関誌の発行、公民館企画講座関連図書展示など、委託館の強みを活かして図書館・公民館の枠組みを超えた事業等を行います。

ク 障がい者就労支援の場を提供します。

(5) 西之台会館図書室

ア 主として貫井南町と前原町地域の市民を中心とし、限られた施設の中で地域に根ざした図書館サービスを行います。

イ 蔵書は、貸出を主とした一般書と児童書の分野を揃えます。閉架書庫を

有しないため、本館との連携を密にして、常に新しい図書を受け入れるとともに、書架の刷新に努めます。

2 連携による図書館サービスの向上

(1) 図書館機能の強化

① レファレンス機能の強化

各館で蓄積している過去のレファレンス事例を、国立国会図書館のレファレンス共同データベースに登録し、インターネットから検索・活用できるように、レファレンス・サービスの向上を図ります。

② 図書館ホームページの強化

委託館のホームページとの連携を充実させるとともに、図書館ホームページをより見やすく、使いやすいものとなるよう取り組みます。

(2) 学校との連携

① 小中学校

現場（小金井市教育研究会、学校読書活動推進委員会、学校司書等）との交流を深め、双方の現状の認識を共有化し連携することで、児童・生徒の読書活動の推進に務めていきます。

ア 授業のバックアップができるような資料を積極的に収集し、貸出しを行います。（例：調べ学習用図書セットや修学旅行関連セット等）

イ 学級への団体貸出がより利用しやすくなるための検討を行います。（団体貸出パックの検討、予約方法の改善等）

ウ 中学生に図書館活動への参加を促します。（例：ヤングアダルトコーナーの展示図書の選書やヤングアダルトコーナー作りを一緒に行う等）

② 高校・大学

ア 高校

学校図書部等との連携に取り組みます。（図書館の書架に図書部の推薦図書や学校イベントのチラシを置く等）

イ 大学

東京農工大学図書館、東京経済大学図書館の市民利用を引き続き推進するとともに、他大学図書館の市民利用についても研究を進めます。

また、大学図書館が地域に向けて行っている活動を図書館でもPRする等にも取り組みます。

更に、大学図書館の強み（特色）と市立図書館の強み（生徒の社会貢献の場を提供できる等）の連携を図ることで、地域に役立つ図書館を目指します。

(3) 市民協働

現状においても、おはなし会やハンディキャップ・サービス等でボランティアの協力を得ているところですが、図書の配架や修理等を行うボランティアの育成も検討していきます。

(4) 公共部門との連携・支援

① 行政支援

他部署の事業やイベント等と連携して、テーマ展示や図書の貸出等を行う行政支援を進めます。

② 近隣市の図書館との連携

市民が身近な図書館施設を利用できるように、近隣市の図書館との連携を推進します。

(5) 地域との連携・支援

貫井北分室では、書店と連携して、本と人を結び付ける取組を行っています。貫井北分室の読書会で取り上げた本を、書店が展示したり、貫井北分室のイベント事業に、書店の協力を得たり等、新しい試みを始めています。また、地域の商店街のチラシを収集し、閲覧用として図書館に設置しています。

地域に根付いた図書館サービスを進めるために、他館においても地域との連携に取り組んでいきます。

3 もっと身近に図書館を＝利用しやすい図書館へ＝

(1) ICTを活用したシステム導入を検討

本市の図書館に図書館システムが導入され30年以上が過ぎましたが、その間にも情報通信技術（ICT）は日々進化をしています。

図書館システムにも進化が見られ、現在では、職員を介さないで資料の貸出・返却が出来るICタグシステムが広がりつつあります。

ICタグシステムは、利用者のプライバシー保護の促進や待ち時間の短縮等の利便性の向上、資料管理機能の強化など、図書館サービス全体の向上が見込めることから、費用対効果や財源の確保も含めて導入に向けた検討を進めていきます。

(2) 直営館の開館日・開館時間の拡大に向けて

開館日数・開館時間拡大を実現するためには、職員の増員、図書館運営の委託、窓口の機械化などいくつかの手法が考えられます。本市の図書館は、「市の厳しい財政状況」及び「市民協働・公民連携の推進」等を踏まえ、「図書館運営の委託」という手法を選択し、東分室・貫井北分室の図書館事業運営を委託することで、直営館では困難であった開館日数・開館時間の拡充が実現しました。直営館と比較すると年間開館日数は41～53日多く、開館

時間も1日当たり3時間多くなっています。これは、8頁の来館者アンケート結果による、最も満足度が高い項目となっています。

現在の直営館についても、より利用しやすい図書館としていくため、様々な手法を検討し、開館日数・開館時間の拡大に取り組みます。

(3) 民間活力の活用推進

小金井市では平成26年4月に開館した貫井北分室及び平成27年8月には東分室を「市民協働・公民連携の推進」の視点から、市民自らが担い手となるNPO法人に運営を委託しました。直営館では困難であった開館日数・開館時間の拡充及び司書資格者の配置により、質の高いレファレンス業務の提供などの図書館サービスを充実できたことは、本市の図書館運営の大きな前進です。本市の厳しい財政状況の元、更なる向上を目指すためには、現状の抱える課題解決に向けて柔軟な施策で取り組まなければなりません。よって、本市の運営形態として次のような方向性を示すこととします。

① 分室及び図書室の運営形態

貫井北分室、東分室の運営委託評価が高い結果であることから、更なる市民協働・公民連携の推進を図り、図書館サービスの向上に努めていくことが望ましいと考えます。

民間活力の導入については、継続的運営の確保が課題であることから、行政がチェック機能を働かせ、図書館サービスの継続性・持続性に責任を持つこととします。

② 本館の運営形態

本館は、本書で掲げる各取組について検討・実施をしていく中心的役割を担うことから、当面の間は現状の直営体制で運営します。しかし、更なる図書館サービスの向上を図るためには民間活力の導入も検討していく必要があると考えます。公民連携アウトソーシングを図ることは、本市の厳しい財政状況にあって行政として公立図書館の果たすべき役割に集中していくためにも必要です。

なお、どの業務に民間活力の導入を図るのかは、先進事例の検証も含めて今後十分な検討が必要です。しかしながら、現時点において次の業務は、行政が担う公立図書館の基幹業務であると考えます。

- ア 図書館の計画や各種方針等の策定に関すること
- イ 図書館運営の全体調整に関すること
- ウ 全館の資料の選定・受入・除籍の確認
- エ 図書館スタッフの資質・能力の向上

(4) 来館が困難な方へのサービス

図書館への来館が困難な方、図書館の開館時間に来館できない方（“だれでも” “いつでも”）等に図書館を利用していただけるように努めます。

① 宅配サービスの推進

現在、本館で実施している宅配サービスの利用拡充を検討していきます。

② 図書館以外の施設での図書の受け渡し

図書館以外の施設での予約図書の受渡し等を研究していきます。

③ 駐車場案内

現在、本館に障がい者用の駐車場があるほかは、各館に駐車場はありません。今後、整備していくことも難しいため、図書館近辺にある駐車場を調査して駐車場マップを作成し、HP等で周知していきます。

4 蔵書についての考え方

資料の豊富さを求める市民の声が多い（注16）こともからも、図書館にとって蔵書は重要な要素です。本市の貫井北分室以外の図書館施設では、既に収蔵能力の限界を超えた資料を収蔵しています。多摩地域では、どの自治体でも蔵書の収蔵場所には苦慮していることから、共同利用図書館について調査検討されてきた経過がありますが（注17）、種々の課題があり実現への方向性が見えていないのが現状です。

増え続ける蔵書の収蔵場所をどのように確保していくのか、保管資料の持ち方も含めて、他自治体図書館等との連携なども図りながら研究を続けていきます。

「選書基準」（保存基準、除籍基準、除架基準を含む。）については、細かな改訂を繰り返していますが、全体的に時代に即した内容に見直す必要があることから、改訂に向けての検討を始めます。

5 図書館評価について

委託館の貫井北分室・東分室については、事業運営の評価を実施しています。今後は、本市の図書館全体の運営状況についての図書館評価に取り組みます。

6 図書館施設の整備・維持・管理について

当面の間は、次の理由により、現在の本館を中心館とした3分室、1図書室による図書館ネットワークで、図書館サービスの向上に努めます。

【理由】

ア 平成26年度に開館した貫井北分室を含め、現在の図書館ネットワークでほぼ市内全域に図書館サービスが展開できていること

イ 本館は築40年以上経過しているものの、平成24年度に実施した耐震診断によれば、所要の耐震性を保持しているという結果がでていた。このことから、施設・設備の老朽化対策として、緊急性の高い箇所から計画的に修繕・改修工事等を実施することで、公共施設として適正な施設環境を整備することが可能であること

ウ 将来的に見込まれる人口減少、社会情勢による利用需要の変化、ICTの進展に応じたサービス内容等、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」を実現する方策は多種多様であり、適切な方向性を定める必要があること

今以上に身近で利用しやすい場所への図書館の建設や、もっと規模が大きくスペースに余裕のある図書館を望む市民の声があることは十分認識しています。将来的には老朽化が進む本館に代わる図書館の整備も必要となることから、その考え方は第5章・第6章にまとめています。

なお、それまでの間は、現在の施設、設備を安全かつ適正に管理・運営するため、必要となる維持補修、改修等を行うことは欠かせません。財政負担の軽減、平準化や各種補助金等の有効活用など、合理的かつ計画的な図書館施設の整備・維持・管理に努めていきます。

第5章 今後の図書館施設の考え方

運営方針の基本理念にあるように、本市の図書館は、生涯学習及び地域の情報・文化の拠点として、文化の泉が枯れることがないように図書館サービスの実践に努めていかねばなりません。この基本的な考え方は、施設の規模やコンセプトに左右されることはありません。

しかし、公共施設の在り方が問われる中で、図書館も他施設との複合化・融合化等も念頭に置く必要があります。施設維持の観点だけでなく、違う機能を持つ施設と一体化することで、新たな利用層を図書館に呼び込むことができます。

また、現在の図書館ネットワークについても、規模やサービスポイントも十分配慮しながら、公共施設等総合管理計画などの上位・関連計画に示される考え方により、必要に応じて検討をしていかなければなりません。その際に現状から考慮すべき視点を次のとおり整理しました。

1 前原町及び貫井南町周辺地域

前原町及び貫井南町周辺地域には西之台図書室がありますが、本市では一番規模の小さな図書館施設です。西之台図書室は東分室と比較すると蔵書は約1/4程度ですが、貸出は約1/2以上あることから、利用の多い施設であることが分かります。貫井北分室が開館した平成26年度の西之台図書室の貸出冊数は前年度減となりましたが、平成27年度は平成25年度を上回る貸出冊数となり、平成28年度、平成29年度と貸出冊数は増加しています（注18）。

このことから、当該地域の市民が本館もしくは貫井北分室を利用するには、‘坂’が障壁になっていると推測できます。しかしながら、将来にわたって西之台図書室だけで当該地域の図書館サービスを担っていくには、施設規模的に限界があります。

2 梶野町地域

梶野町1・2丁目付近は、緑分室や東分室からも遠い地域であり、かつ、図書館の相互利用が可能な武蔵野市の図書館からも遠い地域です。図書館が身近で行きやすい場所にあることを望む声が多くあります（注16）。

3 図書館施設の在り方について

上記の1、2の課題や、貫井北分室を除いた図書館施設全体が老朽化している現状を鑑みると、将来的には本館のみならず分室や図書室についても検討が必要になると思われます。その際には、市内の全ての地域の市民に図書館サービスが行き届くよう、施設規模や機能に加えて、市内の配置バランスや、何より利用者がアクセスしやすい図書館であることが重要と考えます。

第6章 (仮称)中央図書館についての考え方

本館に代わる図書館については、いずれ検討に着手する時期が来た時のために、研究を重ね、更に精査を加える必要がありますが、ここでは、現段階での考え方を示します。

1 本市の図書館に必要な機能について

図書館サービスを支えるハード的機能（施設、設備等）について、本市の図書館にどのような機能が必要なのかを、次のように「優先度」を設けて一覧にまとめました。

○×：本館での有無 △：限定的ながら存在

優先度＝本市の図書館に必ず必要な機能 1 > 2 > 3

	機能・スペース等	本館での有無	備考（望ましい在り方等）	優先度
1	一般フロア	○	図書のフロア。1～2フロアで構成。気軽に座って読める簡易席も書架間に必要	1
2	新聞・雑誌フロア	○	新聞、雑誌のフロア。新聞台やゆっくり読めるブラウジングコーナーも必要	1
3	CD・DVDフロア	△	CD、DVD書架フロア。一般フロア内でも可	2
4	CD・DVD試聴スペース	×	CD、DVD書架フロア付近が望ましい。	3
5	ヤングアダルトコーナー	○	12～18歳世代のコーナー。資料及び居場所スペース。児童から一般への成長過程を配慮した場所が望ましい。	1
6	児童フロア	○	紙芝居、雑誌、絵本、読み物、調べ学習の書架フロア。座って読める席も必要	1
7	おはなし室	×	お話に集中できるように配慮された、子供30人程度が座れる部屋	2
8	児童が調べ物・読書する席	○	児童フロア内	1
9	児童グループ学習席	○	児童フロア内若しくは付近。会話ができるように個室が望ましい。ヤングアダルト世代も利用	2
10	参考資料室、地域資料フロア	○	参考資料、地域資料のフロア。別フロアも可。専用カウンターが望ましい。	1
11	調査・研究のために使える席	○	参考資料、地域資料のフロア内が望ましい。	1
12	インターネット・データベースが利用できるPC設置席	○	目的別に数台設置	1

13	新着・展示コーナー	△	各フロアごとに必要。フロア入り口付近に大きな展示スペース、書架間にも小さなスペースがあれば良い。	2
14	静かに読書できる部屋	×	成人フロア付近が望ましい。	3
15	グループ学習室	×	グループで会話をしながら調べ学習等に利用できる個室。Wi-Fi環境があると良い。	3
16	個人自習室	△	個人利用の席。持込PC等利用のためのWi-Fi環境等の整備が望ましい。	3
17	自動貸出機、セキュリティシステム	×	設置場所はフロア構成による。	2
18	予約受取棚	×	出入り口付近が望ましい。	2
19	対面朗読室	○	対面朗読及び録音・編集に使用。遮音性があり視覚障がい者の移動に配慮された場所が望ましい。1～2室	1
20	ボランティア室	×	音訳・点訳・おはなし会等の活動場所。ロッカーも必要	2
21	団体貸出室	×	貸出返却作業の部屋、団体貸出本置き場	3
22	閉架書庫	○	保存書庫。湿度温度管理が必須	1
23	会議室	○	イベント、講演会を開催	1
24	フリースペース	×	利用者用スペース。会話、簡単な飲食が可能	3
25	事務室、作業室、休憩室、男女更衣室、医務室等	○	—	1
26	業者作業室	△	図書館業務の関係業者の作業場所	1
27	荷解室、業務用駐車場	○	図書館に搬入出する図書等の仕分け場所。作業室や事務室と近い場所が便利。悪天候対応のための屋根も必要	1
28	倉庫	○	行事用品、消耗品等を保管。事務室内が望ましい。	1
29	利用者用・業務用エレベータ、ホール等	○	利用者用と業者用は別が望ましい。	1
30	トイレ、授乳室	○	授乳室、子ども用トイレは児童室付近が好ましい。	1
31	駐車場、駐輪場	△	—	1
32	清掃室、機械室、防災・警備室等	△	施設構造や運営形態等によって定まる。	1

※ 施設構造、レイアウト、運営形態等によって、重複する機能を精査してスペースの効率化を図ることができる。

※ 施設コンセプトにより、優先順位は変動がある。

本市の図書館には無い機能が多くありますが、現在の図書館施設は「手狭」なために新しい機能を設けられるスペースがありません。

2 本市の図書館に必要な施設規模等について

(1) 算定に基づく規模

公立図書館の施設規模として、次の①規模算定の手法をもとに、整備規模を算定し、本市の図書館規模と比較してみました。

① 規模算定の手法

次のア、イの2つの手法で算定しました。

ア 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）

※ 目標基準例は、「日本の図書館2011」（日本図書館協会）をもとに同協会が作成した「これからの図書館の在り方検討協力者会議」報告書による。

イ 公立図書館の任務と目標（平成16年3月、日本図書館協会）

② 前提条件（基本指標）の設定

本市における想定人口は120,000人とする。

現在の図書館（本館・分室・図書室）における延床面積は3,185㎡、蔵書冊数は464,619冊、開架冊数は271,906冊。（注19）

③ 目標基準に基づく規模算定

前述の基準によると、本市に求められる図書館の概略規模は以下のようになる。

ア 数値目標基準例：7,398㎡

イ 公立図書館の任務と目標：5,261㎡

④ 算定に基づく規模（想定人口120,000人。小数点以下四捨五入）

算定基準等	延床面積	蔵書冊数	開架冊数
図書館の設置及び運営上の望ましい基準における目標基準例	7,398㎡	631,264冊	352,018冊
公立図書館の任務と目標	5,261㎡	530,380冊	272,895冊
現在の図書館（各館合計）※	3,185㎡	464,619冊	271,906冊
差	△2,076㎡～ △4,213㎡	△65,761冊～ △166,645冊	△989冊～ △80,112冊

(2) 算定結果から見えてくるもの

算定結果から、本市における図書館規模は約5,300～7,400㎡の間と算出されます。現在の図書館の規模は、算定結果の規模を約2,100～4,200㎡程度を下回っている中、開架冊数が算定基準に比較的近いのは、閲覧席が少なく本が詰め込まれた図書館の現状を示しています。

このことから、図書館施設の核となる機能を盛り込んだ中央図書館（注20）の設置を要望する市民の声も、考慮していく必要があります。

(3) 本館に代わる施設の必要性

現在、本館が実質的に本市の図書館ネットワークの中心館的役割を担っていますが、本館施設が築40年を経過しており、耐用年数である50年が目前であること（注21）、目標数値から見れば少なくとも本館と同等以上の規模の図書館（延床面積）が不足していること等から、本館に代わる施設となる中央図書館の検討が必要です。

既存の各図書館施設で、機能を分担して図書館サービスに努めていく方法もありますが、現に手狭な本館と、分室や図書室が、貸出を中心とした図書館機能しか備えられない規模であることを勘案すると、将来にわたっての図書館サービスを既存館だけで展開していくのは難しいところです。

3 (仮称)中央図書館の規模及び運営形態について

本館に代わる施設として中央図書館を建設する場合は、本市の財政状況や公共施設に対する全体的な方針、また、今後の図書館界のICT化の動向や、蔵書の共同利用などの研究にもよるところですが、現時点では、次のような考え方ができます。もちろん、先に考察したように他施設との複合化・融合化等も念頭に置く必要がありますので、ここでは中央図書館としての方向性を明確にするため、簡略な考察に留めます。（どのような機能が含められるかの試算は、別紙を参照）

(1) 延床面積4,000㎡級の図書館

① 施設規模と機能について

本市において、算定結果の規模の図書館の基準を満たします。この規模であれば、必要な機能を網羅することができ、開架フロアや閉架書庫なども十分なスペースが確保できます。

② 施設配置について

現在の本館建物から図書館機能を撤退させた場合でも、算定結果の図書館の規模を満たすことができます。

法律上の制約等により、現在の本館敷地には、この規模の図書館は建設できないことから（注21）、建設場所は本館の利用範囲を継続できるよう、現在地から近いところで、また、できるだけ市の中心に近い場所が望ましいと考えます。

(2) 延床面積2,000㎡級の図書館

① 施設規模と機能について

本市において、算定結果の図書館の規模の不足分の下限であり、現在の本館とほぼ同規模になります。これ以下の規模では中央図書館としての役割を担うのが難しくなります。別紙では、1フロアで試算しているために、本館と同規模でありながら一般開架フロアは約1.7倍となっています。本館より

も若干機能を増やすことができますので、優先度の高い機能から取り入れることを検討することが可能になります。

② 施設配置について

本市において、算定結果の図書館の規模を満たすためには、本館の存続が必要です。老朽化した施設・設備を順次改修し、維持管理しながら図書館として使用することになります。中央図書館の立地は、同規模である本館から一定の距離が在ること、各分室・図書室の利用範囲である半径1kmと重複しないこと、既存の図書館施設から離れた地域をカバーすることも考慮して、場所を検討することが必要です。

なお、本館と中央図書館との立地が近い場合には、2館で機能を分担することもできます。2館の役割が異なれば、施設配置はさほど重要視する必要はないと考えますが、老朽化が顕著な本館施設の継続利用については、施設維持経費等も含めて慎重な検討が必要となります。

(3) 延床面積3,000㎡級の図書館

① 施設規模と機能について

上記(1)と(2)の間の規模です。別紙の試算では、一般開架フロアが1,000㎡確保できます。施設面積が本館の約1.5倍、一般開架フロアは約2.9倍になりますので、優先度の高い機能から取り入れることを検討することが可能になります。

② 施設配置について

現在の本館建物から図書館機能を撤退させた場合、算定結果の図書館の規模を満たすことができません。しかし、本館と中央図書館との立地が近い場合には、公共施設の在り方の観点から見れば、老朽化が顕著な本館からは撤退することが望ましいと考えます。

(4) 建設にあたっての留意事項

建設に当たっては、初期費用と後年度負担、維持管理（メンテナンス）に係る費用の各視点から、できるだけ本市の負担を軽減できる方法を導入する必要があります。

特に、現在の公共施設の在りようから見ても、施設のメンテナンスがいかに重要であるかが分かります。しかしながら、本市の厳しい財政状況ではメンテナンスに潤沢な予算が確保できる見込みはありません。また、施設の活用にも柔軟性を持たせる造りであることも重要です。

また、本館施設は地下1階から地上3階の4階層の建物で、延床面積約1900㎡は貫井北分室の約700㎡と比較すると約2.7倍です。しかし、開架フロアでは、本館の一般室・児童室・参考資料室の計約660㎡に対して、貫井北分室は約600㎡ですのでほぼ同規模です。イメージ的にも「本館は狭く」感じられますので、スペースを有効活用するための工夫も重要です。

そうしたことから、図書館建設に当たっては、以下の事項に十分留意する必要があります。

ア 技術的・財政的に長期的視野に立ったメンテナンスが容易であること

イ できるだけ汎用品を使用し、利用形態の変化にも対応できるようにするなど柔軟性を考慮した建物であること

ウ 1フロア当たりの延床面積や機能をどうするのか、階層をどうレイアウトするのか、また、カウンターの配置等をどうするのか、といった点にも十分留意して、施設スペースの有効活用を図ること

(5) (仮称) 中央図書館の運営形態

19頁の「②本館の運営形態」と同様と考えられます。

【注】

注1：「小金井市立図書館運営方針」平成元年12月策定 小金井市立図書館

注2：「小金井市の図書館」平成26年版、平成27年度版、平成28年度版、小金井市立図書館

注3：「貫井北センター事業運営委託評価表（図書館）」「小金井市立図書館貫井北分室アンケート調査結果」平成26、27、29、30年度実施、「東センター事業運営委託評価表（図書館）」「小金井市立図書館東分室アンケート調査結果」平成29、30年度実施

注4：「図書館法」昭和25年4月30日法律第118号

（この法律の目的）

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

注5：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」昭和31年法律第162号

（教育機関の設置）

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

（教育機関の所管）

第32条 学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第23条第1項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

注6：「成長する有機体」

インドの図書館学者ランガナタンの「図書館学の五法則」のひとつ。

- ① 図書は利用するためのものである。
- ② いずれの読者にもすべて、その人の図書を。
- ③ いずれの図書にもすべて、その読者を。
- ④ 図書館利用者の時間を節約せよ。
- ⑤ 図書館は成長する有機体である。

『図書館学の五法則』（S. R. ランガナタン／著 森耕一／監訳 日本図書館協会 1981年）

注7：「図書館の自由に関する宣言」

日本図書館協会 昭和29年5月28日採択 改訂 昭和54年5月30日

以下、(抄)

『図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。』

第1 図書館は資料収集の自由を有する

第2 図書館は資料提供の自由を有する

第3 図書館は利用者の秘密を守る

第4 図書館はすべての検閲に反対する

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。』

注8：小金井市立図書館選書会議

小金井市立図書館選書会議設置要綱（平成2年1月12日制定）により設置。本館及び各分室の選書担当で構成される、資料の受入れの可否を協議する会議である。資料のより客観的な選書を目指し、職員の資質向上を図ることを目的とする。

注9：選書基準

旧「図書館運営方針」（平成元年12月策定 平成4年3月一部改訂）の3「選書基準」による。

注10：「著作権法」第31条

昭和45年法律第48号

（図書館等における複製等）

第31条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第3項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

1 図書館等の利用の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第3項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

（以下略）

注11：ヤングアダルト

自分ではもう子どもとっていないが、周囲はまだ大人として認めてくれない12歳から18歳くらいの世代。アメリカ図書館協会（ALA）のヤングアダルト図書館サービス協会（YALSA）の定義。日本の図書館では中学・高校生を指すことが多い。

注12：「図書館法第7条の3及び第7条の4」

（運営の状況に関する評価等）

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第7条の4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を

深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

注 1 3 : 図書館協議会

「図書館法」

(図書館協議会)

第 1 4 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

小金井市図書館協議会条例

平成元年条例第 3 号

(設置)

第 1 条 小金井市立図書館（以下「図書館」という。）の適正な運営を図るため、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条の規定に基づき、小金井市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、図書館の運営に関し小金井市立図書館長（以下「館長」という。）の諮問に応じる。

2 協議会は、図書館の行う図書館奉仕について館長に対して意見を述べることができる。

注 1 4 : 「小金井市個人情報保護条例」

昭和 6 3 年条例第 3 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いを定めることにより、個人情報を濫用から保護するとともに、自己に関する個人情報開示請求等の権利を保障し、もって市民の基本的人権を擁護することを目的とする。

注 1 5 : 「危機管理マニュアル」小金井市立図書館内規

注 1 6 : 「小金井市公共施設等に関する市民アンケート調査報告書」平成 2 8 年 7 月、小金井市

注 1 7 : 「多摩地域における共同利用図書館検討調査報告書」平成 2 0 年 3 月、東京都市町村立図書館長協議会

注 1 8 : 「事務報告書」平成 2 5 年～平成 2 9 年、小金井市

注 1 9 : 延床面積及び蔵書冊数は「小金井の図書館」平成 2 9 年度版より、開架冊数は「東京都公立図書館調査統計」平成 3 0 年度（平成 2 9 年度実績）より算出

注 2 0 : 中央図書館とは「図書館システムにおいて中心的役割を果たしている図書館。メインライブラリーともいう。一般的に中央館は、管理運営上の中枢として図書館全体の業務を統括し、他の図書館間の調整を行いながら図書館システム全体をコントロールしていく。大規模なコレクションを所蔵していることが多く、資料提供と情報提供の中心的機関である。また、資料収集や整理業務の調整を行う立場にある。」「図書館情報学用語辞典第 4 版」より抜粋 平成 2 5 年、日本図書館学会用語辞典編集委員会、丸善株式会社

注 2 1 : 「平成 2 9 年度 施設カルテ」小金井市

【その他の参考資料】

- 「第4次小金井市長期計画・後期基本計画（平成28年度～平成32年度）」
平成28年3月 小金井市
- 「小金井市公共施設等総合管理計画」平成29年3月 小金井市
- 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」平成24年文部科学省告示第172号
- 「公立図書館の任務と目標」平成16年3月 日本図書館協会

小金井市立図書館運営方針(改訂版)

平成30年11月

発行 小金井市教育委員会

編集 小金井市教育委員会生涯学習部図書館

〒184-0004 小金井市本町 1-1-32

電話 042-383-1138